

守山市市民提案型まちづくり支援事業助成金には、次の３種別があります。

種別	(１) きっかけづくり事業	(２) ステップアップ事業	(３) 自立事業化前提型事業
内容	市民公益活動団体が自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体のもつ知識や経験を活かし、自立した活動を展開することで社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体が、地域が抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業
助成金額	上限 15 万円 (補助率 10/10) ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く	上限 15 万円 (補助率 1/2)	上限 50 万円 (補助率 10/10) ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く
全体予算	250 万円 応募団体多数で予算の上限に達した場合、助成金額は審査内容に基づき按分されます		
交付条件	当該年度に完了する新規の事業 (既存事業であっても、事業内容の質を高め、新たな展開を図る場合はこの限りではない。)		3 年以上の事業継続 (中間報告や面談あり。継続できなかった場合、助成金を返還していただくことがあります)
	同一団体への交付は 3 回 限り ※H25 年度までの「自由提案型事業」および「テーマ設定型事業」で採択された分を含む	同一団体への交付は 2 回 限り ※きっかけづくり事業で 3 回交付を受けた団体も申請可	同一団体への交付は 1 回 限り
その他	- 助成金の交付は、当該年度 1 団体 1 事業 - 審査により経費の一部が査定される場合あり - 自治会は (3) 自立事業化前提型事業のみ対象		